平成２９年（フ）第２５６１号
神奈川県藤沢市大鋸1221番地の３　グリーンヒル101
債務者　鈴木みち子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１５号
横浜市緑区北八朔町2142番地　ドルフィン南藤が丘103号
債務者　石井　正雄
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１６号
横浜市緑区北八朔町2142番地　ドルフィン南藤が丘103号
債務者　石井万里子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３１号
横浜市戸塚区秋葉町210番地３　藤和ライブタウン東戸塚Ⅰ―413号
債務者　栗城　廣子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７７８号
福岡市博多区博多駅東２丁目２番２号
破産者　株式会社西日本エスエムオー
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７８号
千葉市中央区松波３丁目11番19号
破産者　有限会社パラダイスホーム
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
最後の住所　横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４－４棟203号、申立時の住所千葉市花見川区さつきが丘１―34―14―104
破産者　亡横井正人相続財産
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４７号
千葉市緑区おゆみ野５丁目27番地11
破産者　ＭＨＳ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４８号
千葉市緑区おゆみ野５丁目27番地11
破産者　有限会社ティーオーシーサービス
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２７号
千葉県市川市下貝塚１丁目16番６－311号（セントラルヒルズ）
破産者　國府田賢一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９５６号
千葉県船橋市北本町２丁目64番１棟501号
破産者　宮田　正博
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
福岡県筑紫野市大字吉木183番地１
破産者　株式会社ＲＥＧＯＬＩＴＨ
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８４号
沖縄県浦添市宮城１丁目23番２号
破産者　株式会社高野屋
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８５号
沖縄県宜野湾市志真志４丁目30番６号
破産者　有限会社リーフ・レット
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０６号
岩手県花巻市吹張町12番10号
破産者　有限会社コールタール
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５９号
宮城県大崎市古川荒谷字新町東68番地の１
破産者　株式会社昭栄不動産
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
福島県郡山市富久山町福原字泉崎28―15、開始決定時の住所栃木県鹿沼市西茂呂４丁目42番地６
破産者　小山　和広
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６６号
宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅２号棟34号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市宮原１丁目７番15号　ミヤハラ・アパートメント　Ｍ２
破産者　はんだやこと　小林　光夫
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０号
栃木県下野市下大領388番地５
破産者　橋本真由美
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１６号
栃木県芳賀郡益子町大字七井1746番地
破産者　丹波　正智
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係